

改正

平成19年3月30日要綱第4号

平成20年3月31日要綱第4号

平成27年9月28日要綱第4号

平成28年3月31日要綱第1号

平成31年3月29日要綱第2号

令和2年3月27日要綱第3号

令和6年3月29日要綱第1号

令和8年3月31日要綱第4号

田辺市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、田辺市補助金等交付規則（平成17年田辺市規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 浄化槽法（昭和58年法律第43号）をいう。
- (2) 県浄化槽取扱要綱 浄化槽の取扱いに関して和歌山県が定めた和歌山県浄化槽取扱要綱（平成13年3月13日制定）をいう。
- (3) 浄化槽 法第2条第1号に規定する浄化槽のうち、生物化学的酸素要求量（以下この号において「BOD」という。）の除去率が90%以上かつ放流水のBODが20mg/L（日間平均値）以下の性能を有するものをいう。
- (4) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (5) 特定既存単独処理浄化槽 法附則第11条に規定する特定既存単独処理浄化槽をいう。
- (6) くみ取便槽 し尿を便槽に貯留し、定期的にくみ取って処分する方式の便槽（泡や少量

の水を使用する簡易水洗便所で定期的にくみ取り処分する方式の便槽を含む。)をいう。

(7) 住宅 専ら自らの居住の用に供する建物又は延べ床面積のおおむね2分の1以上を自らの居住の用に供する建物をいう。

(8) 飲食店 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項の規定により飲食店の営業の許可を受けており、かつ、県浄化槽取扱要綱の規定に基づき市長に提出した浄化槽設置計画書又は浄化槽設置届出書の建築物の用途に飲食店と記載されているものをいう。

(9) 民宿等 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の規定による営業の許可を受けており、かつ、県浄化槽取扱要綱の規定に基づき市長に提出した浄化槽設置計画書又は浄化槽設置届出書の建築物の用途に民宿等と記載されているものをいう。

(10) 撤去 既存単独処理浄化槽、特定既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽を掘り起こし、適正に処分することをいう。

(11) 転換 既存単独処理浄化槽又は特定既存単独処理浄化槽から浄化槽へ入れ替えることをいう。

(12) 水洗化 くみ取便槽から浄化槽へ入れ替えることをいう。

(13) 設置替え 住宅において、管理を適切に実施して使用する浄化槽(法第10条及び第11条の規定による保守点検、清掃及び水質検査並びに市長が定める浄化槽の使用年数について、市長が別に定める要件を満たすもの)で、やむを得ない事情により正常な機能を有しなくなったため浄化槽本体を入れ替えることをいう。

(14) 配管工事 転換又は水洗化に附帯し、生活排水を浄化槽に流入させるための管及び浄化槽で処理した水を公共用水域等に放流させるために必要な管の設置(流入と放流のためのます、ポンプ槽の設置及び既設配管の撤去を含む。)に要する工事をいう。

(補助対象地域)

第3条 補助金の交付対象となる地域(以下「補助対象地域」という。)は、本市の行政区域とする。ただし、次に掲げる区域を除くものとする。

(1) 下水道法(昭和33年法律第79号)第5条第1項第5号に規定する予定処理区域(同法第4条第1項の規定により国土交通大臣又は知事の認可を受けた同項の事業計画において定められたものに限る。)

(2) 集落排水事業の実施地区又はおおむね5年以内にその供用開始が確実に見込まれると市長が認めた地区

- (3) コミュニティプラント、小規模集合排水処理施設整備事業その他の排水処理施設整備事業の実施区域又はおおむね5年以内にその供用開始が確実に見込まれると市長が認めた区域  
(補助対象となる浄化槽)

第4条 補助金の交付対象となる浄化槽は、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針(平成4年10月30日付け衛浄第34号。厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知)に適合する浄化槽とする。ただし、10人槽以下の浄化槽にあつては、全国浄化槽推進市町村協議会(以下「全浄協」という。)に登録されたものとする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、補助対象地域内において、次に掲げる建物に処理対象人員が50人以下の浄化槽を設置しようとする者とする。

- (1) 住宅
- (2) 飲食店
- (3) 民宿等
- (4) 町内会館その他これに類すると市長が認める建物

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 法人及び団体(町内会等を除く。)
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請又は法第5条第1項の規定による届出を行わずに浄化槽を設置する者
- (3) 転換を行う者で、法第11条の規定による水質検査を受けなければならない場合であつて、規則第4条の規定による申請(以下「交付申請」という。)を行う日の直近1年以内にその受検が確認できないもの。ただし、特定既存単独処理浄化槽に係る転換を行う者については、第6条第2項に規定する要件を満たさない場合に限る。
- (4) 前項に規定する建物若しくはその所在する土地又はその双方を借りている者で、所有者の同意が得られないもの
- (5) 販売又は賃貸の目的で前項に規定する建物に浄化槽を設置する者
- (6) 市区町村税を滞納している者
- (7) 既設の浄化槽を更新する者。ただし、設置替え又は災害に伴い更新する者を除く。
- (8) 住宅に浄化槽を設置しようとする者のうち、市内において既に浄化槽の設置された住宅

に居住しているもの（賃貸住宅に居住している者又は分家独立する者を除く。）。ただし、災害に伴い浄化槽を設置する者を除く。

(9) 住宅に浄化槽を設置しようとする者で、第11条に規定する実績報告までに当該浄化槽を設置した箇所の住所に住民票を異動しないもの。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める者は、この限りでない。

(10) 前項第2号から第4号までに規定する建物について、新築若しくは建替えをする者又は当該建物に係る浄化槽の更新を行う者

(11) 市外に居住している者で、前項第2号から第4号までに規定する建物及びその所在する土地を借りているもの

(12) 設置替えを行う者で、法第10条及び第11条の規定による保守点検、清掃及び水質検査並びに市長が定める浄化槽の使用年数について、市長が別に定める要件を満たさないもの

(補助)

第6条 市長は、補助対象者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、別表のとおりとし、浄化槽の設置に要する費用に相当する額を限度とし、設置替えを行う場合は、同表の新築住宅の欄に規定された額の2分の1の額を限度とする。ただし、特定既存単独処理浄化槽からの転換を行う場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 特定既存単独処理浄化槽が設置されている世帯が65歳以上の2人以下の世帯であり、当該特定既存単独処理浄化槽の使用者の所得がそれぞれ月収158,000円以下であること。

(2) 当該特定既存単独処理浄化槽の使用者が法第10条及び第11条の規定による保守点検、清掃及び水質検査を前年度から実施しており、かつ、同法に基づく本市からの特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指導等を遵守していること。

3 既存単独処理浄化槽又は特定既存単独処理浄化槽の撤去を伴う場合は、当該撤去に要する費用に相当する額（150,000円を限度とする。）を前項に規定する補助金の額に加算する。

4 くみ取便槽の撤去を伴う場合は、当該撤去に要する費用に相当する額（120,000円を限度とする。）を第2項に規定する補助金の額に加算する。

5 配管工事を要する場合は、当該工事に要する費用に相当する額（330,000円を限度とする。以下「配管工事費用」という。）を第2項に規定する補助金の額に加算する。ただし、次に掲げる場合の配管工事費用（第1号又は第2号に掲げる場合であって、既設配管に関する配管工事

がある場合は、その部分に係る配管工事費用を除く。)については、加算しない。

- (1) 前条第1項第1号の建物で大規模な増築、大規模な改築又は建替えを行う場合
- (2) 前条第1項第2号から第4号までの建物で大規模な増築又は大規模な改築を行う場合
- (3) 設置替えを行う場合

6 前各項に規定する額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 規則第4条の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 県浄化槽取扱要綱の規定により市長に提出し受理された浄化槽設置計画書又は浄化槽設置届出書
- (2) 浄化槽工事見積書等の写し(前条第3項から第5項までに規定する撤去又は配管工事を伴う場合にあつては、当該各項に規定する費用を区別して記載したものに限る。この場合において、前条第5項ただし書の規定による既設配管に関する配管工事費用を加算する場合は、当該配管工事費用とそれ以外の配管工事費用を区分して記載するものとする。)
- (3) 全浄協の登録証の写し(10人槽以下の浄化槽に限る。)
- (4) 登録浄化槽管理票(C票)(10人槽以下の浄化槽に限る。)
- (5) 小規模合併処理浄化槽施工技術者特別講習会修了書又は昭和63年度以降に法第42条第1項各号に該当することとなった浄化槽設備士免状の写し
- (6) 市区町村税に滞納がないことを証する証明書
- (7) 転換を行う場合において、法第11条の規定による水質検査を受けなければならない者は、その結果書の写し(交付申請を行う日の直近1年以内に受検したものに限る。)。ただし、転換のうち特定既存単独処理浄化槽に係るものについては、法第10条及び第11条の規定による保守点検、清掃及び水質検査を前年度から実施していることが分かる書類(申請者の同意を得て本市で実施していることを確認できる場合は、この限りでない。)
- (8) 飲食店に浄化槽を設置する場合は、当該飲食店に係る営業の許可証の写し(申請者本人に対する許可に限る。)
- (9) 民宿等に浄化槽を設置する場合は、当該民宿等に係る営業の許可証の写し(申請者本人に対する許可に限る。)
- (10) 第6条第2項ただし書に規定する場合については、特定既存単独処理浄化槽の使用者の最新の課税・所得証明書又は非課税証明書

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 市長は、規則第4条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査するとともに、必要に応じて調査を実施し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付すべきものと決定したときは、補助金交付決定通知書により、交付することが不相当と決定したときは、補助金不交付決定通知書により、それぞれ申請者に通知するものとする。

(変更承認申請等)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）

は、補助事業の内容を変更しようとするときは変更承認申請書を、補助事業の申請を取り下げようとするときは交付申請取下書をそれぞれ市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の変更承認申請書により補助金の申請額に変更があるときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、その結果を補助金変更交付決定通知書により申請者へ通知するものとする。

3 市長は、第1項の交付申請取下書による交付申請の取下げを承認するときは、補助金交付申請取下承認通知書を申請者へ通知するものとする。

(遅延等の報告)

第10条 交付決定者は、当該補助金に係る事業が予定の工事期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、当該補助対象年度の2月10日（ただし、当該日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、当該日から前の直近の平日とする。）までに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第11条に規定する補助事業実績報告書は、補助金に係る事業を完了した日から1月を経過した日又は当該年度の3月31日（ただし、当該日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、当該日から前の直近の平日とする。）のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 県浄化槽取扱要綱の規定により市長に提出し受理された浄化槽設置完了届

- (2) 浄化槽工事自主検査チェック票
- (3) 工事写真（カラーコピー可）
- (4) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (5) 法第11条検査契約証明書の写し
- (6) 浄化槽工事又は浄化槽工事を含む請負工事のために交付決定者が支払った額に係る領収書（第6条第3項から第5項までに規定する撤去又は配管工事を伴う場合にあつては、当該各項に規定する費用を区別して記載するもの）の写し。ただし、工期の都合等により領収書の写しを添付できない事情がある場合は、交付決定者宛ての請求書の写し及び交付決定者の浄化槽設置工事費支払確約書を添付するものとする。
- (7) 一般社団法人全国浄化槽団体連合会の保証登録証（10人槽以下の浄化槽に限る。）
- (8) 第6条第3項又は第4項に規定する撤去を伴う場合は、当該撤去に係る工事写真（着工前並びに清掃、撤去及び処分の実施が写真により確認できるもの）及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写し
- (9) 既存単独処理浄化槽又は特定既存単独処理浄化槽に係る浄化槽使用廃止届出書の写し（第6条第3項に該当する場合に限る。）
- (10) 配管工事に係る写真及び出来高が確認できる配管図（第6条第5項に該当する場合に限る。なお、第6条第5項ただし書の規定による既設配管に関する配管工事費用を加算する場合は、当該配管工事とそれ以外の配管工事を区別して配管図に記載するものとする。）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（交付額の確定及び通知）

第12条 市長は、規則第11条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助金に係る事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書により速やかに交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条の規定による補助金の交付額確定後、補助金交付請求書による交付決定者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（補助金交付の取消し）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、既に補助金を交付した場合にあつては、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものと

する。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) その他この要綱に違反したとき。

(設置工事の確認)

第15条 市長は、補助金に係る事業を適正に執行させるため、浄化槽の設置工事の状況をその施工現場において確認するものとする。

(交付決定者の責務)

第16条 交付決定者は、法に基づく保守点検、清掃及び水質検査を実施し、浄化槽が常にその機能を良好な状態で保持できるよう維持管理しなければならない。

(報告等)

第17条 市長は、交付決定者に対し、補助金に係る事業の実施状況又は浄化槽の管理状況について必要な調査を行い、又は報告を求めることができる。

2 交付決定者は、前項の規定による調査又は報告の求めに対して協力しなければならない。

(排水処理施設への接続義務)

第18条 交付決定者は、当該地域において公共下水道の整備がなされたときは、その施設に生活排水を流入させるための管を接続しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

2 この要綱の施行日の前日までに、合併前の田辺市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱（平成14年7月18日制定田辺市要綱）又は本宮町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成4年本宮町告示第10号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年3月30日要綱第4号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日要綱第4号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月28日要綱第4号）

この要綱は、平成27年9月28日から施行する。

附 則（平成28年3月31日要綱第1号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日要綱第2号）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日の前日までにこの要綱による改正前の田辺市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱の規定により補助金の交付決定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月27日要綱第3号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日要綱第1号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月31日要綱第4号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

人槽区分	補助区分・補助金額の限度額			
	新築	転換又は水洗化		特定既存単独処理 浄化槽からの転換
	住宅	住宅・飲食店・ 民宿等	町内会館その他こ れに類すると市長 が認める建物	住宅
5人槽	332,000円	498,000円	498,000円	558,000円
7人槽	414,000円	621,000円	621,000円	695,000円
10人槽	548,000円	822,000円	822,000円	916,000円
11～20人槽			939,000円	
21～30人槽			1,472,000円	
31～50人槽			2,037,000円	